

生徒心得



静岡県立静岡商業高等学校

静岡市葵区田町七丁目 90 番地

TEL 054 (255) 6241(代)

校 訓

剛 健 進 取

実行目標

- 1 たえず努力をして実力をかん養する
- 2 常に自分を省みて品位の向上を目指す
- 3 生徒としての誇りを持って自主的に行動する
- 4 誠実にことを行い互いに信頼し合う
- 5 正直・真面目であり進んで責任を果たす
- 6 強健な身体をつくり明朗・快活な精神を養う
- 7 規律を守り他人に迷惑をかけない

目次

応援歌.....	2
日課表.....	10
生徒心得.....	11
生徒会.....	19
生徒会規約.....	19
細 則.....	24
生徒会組織図.....	30
図書室使用規定.....	31
交通事故時の対応.....	32

校歌

剛健進取(ごうけんしんしゅ)

心身共にたくましく強く、進んで物事に取り組む。

静岡県立静岡商業高等学校 校歌 (作詞 桜井久太郎 作曲 田村 虎藏)

(口語訳)

- | | |
|--|--|
| <p>1 <small>なみメロディー</small>
波譜調を奏づれば
<small>とほく</small>
琥珀とけゆく駿河湾
あまぎる伊豆の連山に
<small>とてん</small>
流転の相を覗じつつ
橋かほる丘の上に
五百若草は茂るなり</p> <p>2 朝芙蓉の精を吸ひ
夕紅霓の気をば吐く
雄々しからずや白竜の
光まばゆきSCに
<small>ホワイトドラゴン</small>
白縁ふたすじは
剛健進取の象徴ぞや</p> <p>3 万葉の桜咲き競ひ
千古の月の澄めるとき
偉人の事跡も偲ばれて
若き血潮ぞたぎりくる
戦はんかな力充つ
魔神の叫び君聞くや</p> | <p>1 波の音が 旋律を 四方に流すと
こはく色に溶け込んでいくように見える駿河湾である
空一面に霧や雲が広がってどんよりする伊豆の山々に
とどめなく変化することの世のすがたを見ながら
みかんの香がしきつめる静岡の地にあつて
たくさんの若人は学業にいそんでいるのである</p> <p>2 毎日毎日あおいの粋を心に吸い上げ
毎日毎日美しくにじのような気持をぶつけて進む
何と雄々しいことではないか、商材であるマーキュリーのように
輝きわたるSとCの
帽子にまわした白縁二本は、つまり
校旗である「たけこと」と「進んで何事もやる」というシンボルでもあるよ</p> <p>3 たくさん咲きほこっている桜の花は美しく
昔から変わらないあの空の月を見るときに
偉大な古人の業績も思い出されてきて
若人の胸の血は煮えたぎってくるのである
さあ気力をもって進学にいそしもうよ 全身全霊すべてを打ち込んで
若よ聞かないか 災いを下す神のような雄々しい叫び声を</p> |
|--|--|

♩ = 108.



静岡の校歌について

本校の校歌について、聞かれたとき、答えられるように、作詞者・作曲者を紹介しておこう。

作詞は桜井久太郎先生(本校に明治39年4月から12年間国語科教師として在任)

作曲は田村虎藏先生(キンタロウやウラシマタロウ、あるいはダイコクサマ等数々の唱歌に名曲を残した人、姫路師範から東京師範へ転動)

応援歌

応援歌第 1



おー かー みだ れ て ひす い とぶ
ふ が く の ふも とー あき す める
し お と う かい にー たか な りて



こじょ う の も と の しん え んに
もみ じ が おか に はぐ く まる
りゅう だ の こう が みず は やし



こー りゅう の こ は み を ひ そめー
おお と り の こ は は ば た きてー
うた ず や こ ひよ う き を ひ もてー



しょう て ん の ひ をー まち い こおー
すだ て の ひ に ぞー そな ふ なるー
みよ え いか ん はー わが こ うべー

一、桜花乱れて翡翠飛ぶ

古城の下の深淵に

蛟竜の児は身を潜め

昇天の日を待ちいこふ

二、富岳の麓秋澄める

紅葉が丘に育ぐくまる

大鳳の子ははばたきて

巢立ちの日にぞ備ふなる

三、潮東海に高鳴りて

竜蛇の黄河水早し

うたずや虎豹勢ひもて

見よ栄冠は我が頭

応援歌第 2



しずはた さんかー かぜかおる もみじが おーかに
 ふるきむ かしをー たずぬれば はえある れきしを



はるふかみ しゅうほー ふじを あおぎては
 せんけつに いろどり たー るせんばいの



こころにしょうりを ちかいつつ さえぎる てきを
 とうとき あーとを ひきうけて せいせい どーどう



う ちはらい がいかを あげて かえりこむ
 た たかひて あげて かえれや かしどきを

一、 賤機山下風香る

紅葉が丘に春深み

秀峰富士を仰ぎては

心に勝利を誓ひつつ

遮る敵を撃ち払ひ

凱歌を挙げて帰り来む

二、 古き昔を尋ねれば

栄えある歴史を鮮血に

色彩りたる先輩の

尊き跡を引き受けて

正々堂々戦ひて

挙げて帰れやかちどきを

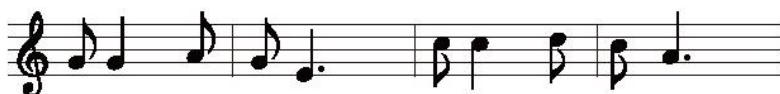
応援歌第3



Sei · sho's he · roes, Fight to the last,



Fight to the fi · ni·sh. Never gi · ve'n, la la la,



You do the best, boys! We do the best, boys!



Given't vic · to · ry, La la la.

Seisho's heroes, Fight to the last,
Fight to the finish. Never give'n,
la la la,
You do the best, boys!
We do the best, boys!
Given't victory,
La la la.

応援歌第 4



す ん ぶ じょ うの き たの か た
は くりよ う け んじ ゆ うこ んの
て ーん に ふ たつ の つ きひ あり



りゆ ーそ ーお ろし を み にう け て
し とね を け っ て た つな ら ば
と うか い の ーは しゃわ れに あり



き ーた え き たえ し し ーず ーお かの
こ くう ん て ーん に う ーず ーま きて
あ あわ が ふ そん の て ーき ーあ らば



は くりよう け んじ の い きを み よ
ひゃ くじゆう ふ ーか く い きを の む
う っ て こ らせ や い ちげ き に

一、 駿府城の北の方

竜爪風を身にうけて

鍛え鍛へし静岡の

白竜健児の勢を見よ

二、 白龍健児雄渾の

しとねをけて立つならば

黒雲天に渦巻きて

百獣深く息を呑む

三、 天に二つの月日あり

東海の覇者吾に有り

嗚呼わが不遜の敵有らば

打って懲せや一撃に

応援歌第5



せいりょうのそらにかぜかおり
きょうせいこううにへんぼんと



しよかのーいぶきーをもちらせば
S C のーはーたひるがえし



すんぶーじょうとうきりふかみー
たぎるーちしおのわこうどがー



ふようがみねにいやたかし
うたえばきしんもおそれなむ

一、静陵の空に風香り

初夏の息吹きをもちらせば

駿府城頭霧深み

芙蓉が峰に弥高し

二、今日青空に翩翩と

S・Cの旗翻し

たぎる血潮の若人が

唄へば鬼神も恐れなむ

応援歌第 6

作詞 第41回卒文芸部

作曲 〃 音楽部

S C の は た の な ー び く と こ
ろ し ょ う り は つ ね に わ ー れ に あ
り み よ く り は ら の し ょ か の ひ に は ゆ る わ れ
ら が プ レ イ ヤ ー ー

SCの旗のなびくところ
勝利は常に我にあり
見よ栗原の初夏の日に
映ゆる我等がプレイヤー
(繰返す)

凱歌を挙げて

作詞作曲 大石 肇

がいかをあげ て いきた からか に
しょうりのは た を ひる がえ す ー
ごうけん しんしゆの なのもとに つよ くおおしく すすみいく いざ
た たか わ ん かちど きあげ て せい
しよ う せいしよ う おお わ がぼ こー う ー

凱歌を挙げて 意気高らかに
勝利の旗を 翻がえす
剛健進取の名のもとに
強く 雄々しく進み行く
いざ 戦わん勝ちどき挙げて
静商 静商 おお我が母校

静商 定期戦賛歌

成潮左千夫 作詞
池田宏 作曲
吉野俊博 編曲

そらこん じょ 一にはれあがり いきえん 一えんと もえさか
 る いましず 一ごうを てきとし てくり はら げんとう
 つちもま く せつ せーん はるう の て
 い き せ ん
 静 商 静 商 オウッオウッ オー

1. 空 紺青に 晴れ上がり
 意気 炎々と 燃え盛る
 今 静高を 敵として
 栗原 原頭 土も捲く
 熱戦 春の 定期戦
 静商！ 静商！ オウッ！ オウッ！ オウッ！
2. 声 中天に 跳ねかえり
 腕 筋金が 鳴りわたる
 今 静高を 制覇して
 とどろく 凱歌は 風も呼ぶ
 熱戦 春の 定期戦
 静商！ 静商！ オウッ！ オウッ！ オウッ！

日 課 表

R08.4~

通常日課

月曜日

朝 学 習 (朝 読 書)	8:15 ~	8:30
出欠点呼・遅刻確認	8:25	
S H R	8:30 ~	8:40
第 1 時 限	8:50 ~	9:40
第 2 時 限	9:50 ~	10:40
第 3 時 限	10:50 ~	11:40
第 4 時 限	11:50 ~	12:40
昼 休 み	12:40 ~	13:25
第 5 時 限	13:25 ~	14:15
第 6 時 限	14:25 ~	15:15
自学自習の時間 (学 年 設 定)	15:25 ~	16:05
S H R	16:05 ~	16:15
部 活 動 等	16:15 ~	

火～金曜日(全学年)

朝 学 習 (朝 読 書)	8:15 ~	8:30
出欠点呼・遅刻確認	8:25	
S H R	8:30 ~	8:40
第 1 時 限	8:50 ~	9:40
第 2 時 限	9:50 ~	10:40
第 3 時 限	10:50 ~	11:40
第 4 時 限	11:50 ~	12:40
昼 休 み	12:40 ~	13:25
第 5 時 限	13:25 ~	14:15
第 6 時 限	14:25 ~	15:15
S H R	15:20 ~	15:30
清 掃	15:30 ~	15:40
部 活 動 等	15:40 ~	

45分日課

月曜日・45分授業

朝 学 習 (朝 読 書)	8:15 ~	8:30
出欠点呼・遅刻確認	8:25	
S H R	8:30 ~	8:40
第 1 時 限	8:50 ~	9:35
第 2 時 限	9:45 ~	10:30
第 3 時 限	10:40 ~	11:25
第 4 時 限	11:35 ~	12:20
昼 休 み	12:20 ~	13:05
第 5 時 限	13:05 ~	13:50
第 6 時 限	14:00 ~	14:45
自学自習の時間 (学 年 設 定)	14:55 ~	15:30
S H R	15:30 ~	15:40
部 活 動 等	15:40 ~	

火～金曜日・45分授業

朝 学 習 (朝 読 書)	8:15 ~	8:30
出欠点呼・遅刻確認	8:25	
S H R	8:30 ~	8:40
第 1 時 限	8:50 ~	9:35
第 2 時 限	9:45 ~	10:30
第 3 時 限	10:40 ~	11:25
第 4 時 限	11:35 ~	12:20
昼 休 み	12:20 ~	13:05
第 5 時 限	13:05 ~	13:50
第 6 時 限	14:00 ~	14:45
S H R	14:50 ~	15:00
清 掃	15:00 ~	15:10
部 活 動 等	15:10 ~	

LHR . . . 水曜日6時限目
部活動の日 . . . 金曜日放課後

生徒心得

本校生徒は静商生としての自覚を持ち、伝統を築くべく学業にいそしみ、品位を持った生活を心掛ける。

1 礼儀

礼は自他の人格を尊重する敬愛の精神の現れである。

- (1) 来客者に会ったときは挨拶する。
- (2) 職員室及び準備室に出入りするときは挨拶する。
- (3) 先生と応対するときは言語を明瞭丁寧にし、粗野な態度をしない。
- (4) 生徒はお互いに親しみを持って挨拶する。
- (5) 集会のときは静粛にして私語などをして他人に迷惑をかけるようなことはしない。

2 服装、頭髪等

服装は質素、清潔を旨とし正しく着用し、装飾品、装身具は一切使用しない。

- (1) 通学の際は、季節に応じて、次のように本校規定の制服を着用する。

ア I型

冬服は本校指定の黒詰襟学生服で、左襟に本校のバッジ、右襟に学年章をつける。

夏服は上衣を脱いで長袖白Yシャツ又は白無地開襟シャツを着用した状態を制服とし、左胸に胸章をつける。中着は白色無地を着用する。盛夏時は半袖白Yシャツを着用してもよい。背丈の長い上衣、及び極端に短い上衣・変型及びベルトレスズボン又は3タック以上のズボンは禁止する。ベルトについては無地の黒又は茶色とする。

イ II型

冬服、合服、夏服の3種類とし、スカートとスラックスは自由選択とする。なお、スカート丈は膝の中心にかかること。左胸に本校のバッジをつける。ベルトについては無地の黒又は茶色とする。

- (2) 通学の際は原則として地味な革靴又は運動靴を使用する。雨天の際は雨靴を使用してもよい。サンダルは禁止とする。
- (3) 雨天時、自転車で通学する場合は、カッパを着用する。傘さし運転は禁止する。
- (4) 靴下は、白・黒・紺の無地とする。また、冬季のストッキングは肌色又は黒色の無地とする。
- (5) 校舎内では規定の上履（スリッパ）を使用する。
- (6) 通学バッグは特に指定はない。華美なものを避ける。
- (7) 所有物には、HR・氏名を明記する。
- (8) 頭髪は清潔端正であり、就職・進学試験等にふさわしいものとする。詳細は校内掲示を参照とすること。
- (9) 髪にパーマメントやカールをかけたり、染髪、脱色等人工的加工を一切しないこと。
- (10) 冬季は上着の下に黒・紺・灰色のセーター・カーディガンを着用することができる。ただし、上着から出ないようにすること。また、マフラー・手袋の着用もすることができる。防寒具はコート、ジャンパー、ダウン等でハーフ丈とし、黒・紺・グレーを基調とした華美でないものとする。なお、防寒具の使用は、登下校時中及び公用での外出のみとする。

I 型 生徒服装着用規定

- 1 本校規定の学生服で、変型学生服は着用できない。校章（左）学年

章（右）をつける。

2 夏服は白無地ワイシャツ（長袖又は半袖）を制服とする。左ポケット上に胸章をつける。

3 本校規定

(1) カラー部

襟の先端に白色のパイピングを配したラウンドカラータイプを標準とする。従来カラー（襟カラーの高さは4cm前後を標準とし、5cmをこえない。）も可とする。

(2) 背丈、上衣丈

標準型とし、極端に背丈（上衣丈）の長いもの又は短いものは許可しない。

(3) 袖口

・標準 14～14.5cm

・袖ボタンは2つ、ホック止めとなっているものはぬいつけること。

(4) 渡り幅

10号（30cm）、12号（31cm）、14号（32cm）

(5) スツ幅

10号（21.5cm）、12号（22cm）、14号（22.5cm）

II型 生徒服装着用規定

冬服 ブレザー＋長ブラウス＋ベスト＋スカートまたはスラックス

合服 長ブラウス＋ネクタイ＋ベスト＋スカートまたはスラックス

夏服 オーバーブラウス＋スカートまたはスラックス

留意事項

服装はいずれも必ず学校指定のものであること。

正しい着用をし、作り変えたりしないこと。

3 校内

- (1) 生徒は8時15分までに登校、着席をする。
- (2) 登校後放課後まで許可無くして校外に出ない。やむを得ない理由で外出するときはホームルーム担任又は学年主任より外出許可証をもらうこと。
- (3) 窓ガラス、器具等を破損したときは直ちにホームルーム担任等に申し出て、事由によっては弁済の責を負う。
- (4) 許可無くして団体を組織したり、集会を催したり、文書を発行したり、掲示したり、金品を募集しない。
- (5) 他のクラブ部室にはみだりに出入りしない。
- (6) 拾得物又は紛失物はすみやかに届け出る。
- (7) 校内は常に清潔にし、校内美化につとめる。
- (8) 北館エレベーターの使用を原則として禁止する。
- (9) スマートフォンを持ち込む場合は、学校敷地内は放課後までは電源を切ってロッカー又はバッグに入れておき使用しない。放課後に家庭への連絡が必要な場合、生徒昇降口周辺及び駐輪場のみ使用を許可する。ルールを守れない者は預かり指導等を行う。
- (10) 学校へは必要以上の貴重品は持参しない。(貴重品を持参する必要がある場合は、必ず登校してすぐ貴重品ロッカーへ入れる。)

4 欠席、遅刻、早退

- (1) 欠席、遅刻、忌引きの場合は必ず保護者が連絡する。
- (2) 遅刻したときは職員室で入室許可証をもらって入室する。
- (3) 早退、欠課するときはホームルーム担任又は他の先生の許可をうける。

5 通学

- (1) 通学の途上では、交通規則を守り本校生として見苦しい言動をし

ない。

- (2) 電車、バス等で通学するときは危険な行為や他の乗客に迷惑になるような行動をとらない。
- (3) 自転車で通学するときは学校が許可したステッカーを貼った自転車を使用すること。
- (4) 事故が起きたときは、速やかに学校に連絡する。
- (5) 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）やフル電動自転車（電動モペット）での登下校は禁止とする。

6 校 外

- (1) 風紀上よくないと思われる飲食店や娯楽場、劇場に出入りしない。
- (2) 校外における本校生としての活動時には制服を着用する。
- (3) 本校生として他の団体との交流や活動に参加する場合は届け出て許可を得る。
- (4) 原付・二輪車の免許取得使用は原則として禁止する。普通車の免許取得は学校の指示によること。
- (5) アルバイトは原則的に禁止とする。ただし、必要な場合には届け出をし、許可を得ること。
- (6) 常に交通規則を守り、違反、事故などを起こさないように細心の注意を払う。

7 保健、衛生

- (1) 学校は公共の場であることを忘れず、常に個人並びに公衆衛生についての配慮を忘れてはならない。
- (2) 個人の健康を維持、増進するために生活のリズムを乱さない「規則正しい生活」を身につける。身体に不調を感じたら健康相談を利用するなどして、病気の早期発見早期治療に努め、常に健康維持をはかる。
- (3) 健康診断の結果、治療勧告を受けた生徒はすみやかに専門医の処

置指導を受け、医師の治療証明書を提出する。長期間治療を要するものは、治療中でも決められた期日までにその旨を提出する。

- (4) 本人が感染症にかかったとき、又はかかっている疑いのあるときは、直ちに医師の診断を受け、速やかに学校に報告し、学校の指示を受ける。

8 定期テスト

- (1) テストの時、以下の物以外は全部まとめて廊下等に整理して置く。
- ア 鉛筆、シャープペンシル
 - イ 消ゴム
 - ウ 問題配布前に先生の指示許可されたもの
 - エ 下敷等は教員の許可を得て使用する。
- (2) 机の中には一物も残さない。
- (3) テスト時間中は、厳正な態度で受験する。(中途退室は原則として認めない。)
- (4) 15分以上遅刻したものはその教科のテストを受けることができない。追試験となる。
- (5) 不正行為は絶対に行わない。(スマートフォンの持込不可)
- (6) テスト中、いかなる理由でも他人から物を借りることは認めない。
- (7) テスト1週間前及び期間中は職員室、印刷室等に許可なくして立入らない。

9 願 届

- (1) 願届はすべて保護者又は保証人の署名捺印の上、学校長宛ホームルーム担任に提出する。
- (2) 届を提出しなければならないものは次の通りである。
- ア 寄宿するとき。
 - イ 住所氏名を変更したとき。
 - ウ 保護者、保証人が変更したとき。

(3) 願届を提出しなければならないときは次の通りである。

ア 退学するとき。

イ 休学するとき。

ウ 復学するとき。

エ 転校するとき。

オ 証明書（成績、卒業見込、在学、身分）の交付を願うとき。

カ 自転車の通学を願うとき。

キ 集会を催すとき、また参加するとき。

ク 校舎校具を借りるとき。

ケ 学割を申請するとき。

コ アルバイトをするとき。

サ 本校生として他の団体との交流や活動に参加するとき。

シ 普通車の免許取得のため自動車学校に通学するとき。

10 選挙運動、政治的活動

(1) 学校の教育活動（授業、生徒会活動、部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動については禁止とする。

(2) 教育活動以外の場における学校構内での選挙運動や政治的活動については、事前に届け出の上行うこと。ただし、円滑な学校施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じるおそれがある場合には、制限または禁止とする。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動は、事前に届け出の上行うこと。ただし、違法、暴力的又はそのおそれが高い場合や、学校生活に支障を及ぼす場合には、制限又は禁止することがある。

(4) 満 18 歳未満の生徒の選挙運動は法律により禁止されている。

11 情報端末の使用とインターネットリテラシーについて

(1) B Y O D 端末は、学習目的に利用すること。授業中と進路準備、

部活動の時間に許可された場合のみ利用することができる。

- (2) 校内の電源を使用した充電は禁止とする。
- (3) 学校で配布された個人アカウントは適切に管理すること。
- (4) 校内でデータ送受信の際は、ネットワークに過大な負担を与えないように注意すること。
- (5) 校内での撮影、録音、録画は許可のあった場合のみ利用できる。
- (6) 著作権や肖像権等の権利を侵害する行為を行ってはならない。
- (7) 他人を許可なく撮影しない。被写体の許可なく配布（SNSへのアップロード等）、グループ内共有等はしないこと。
- (8) 閲覧及びダウンロードした情報の著作権保護に注意すること。
- (9) 情報の発信に際しては、法令、その他公序良俗に反しないよう内容を十分吟味する。
- (10) SNSで学校生活に関することの発信や校内で撮影した動画の配信などは禁止する。
- (11) 学校情報、他者の個人情報等の漏えいは禁止する。
- (12) 誹謗中傷に当たる行為を行わない。
- (13) 不適切な行為をした場合は、使用の制限等の生徒指導を行う。

生 徒 会

生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は静岡県立静岡商業高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は全校生徒をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は生徒の自由と責任とを重んじ自立の精神を養い学芸、
体育の振興と会員相互の親睦を図りつつ善良な社会人となる
ための人間完成を目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために下の事業行う。

- 1、生徒の校内外における生活の規則。
- 2、静商祭、その他の発表会等の開催。
- 3、各種の奉仕活動。
- 4、その他目的達成に必要な事項。

第3章 機関及び組織

第5条 本会には次の機関をおく。

- 1、生徒総会
- 2、生徒会本部
- 3、中央委員会
- 4、常任委員会
- 5、臨時委員会
- 6、ホームルーム
- 7、部活動

第4章 生徒総会

第6条 生徒総会は本会の最高議決機関である。

第7条 総会は年2回会長が召集し、原則として5月、11月とし、次の場合には臨時総会を開催することができる。

- 1、中央委員会が必要と認めたとき。
- 2、学校側が必要と認めたとき。

第8条 総会の議題は緊急な場合を除いて、開会の5日以前に公示する。

第9条 総会の正副議長は中央委員会により指名され、同議会事録は書記が作成する。

第5章 中央委員会

第10条 中央委員会は生徒会役員と各HR委員長、副委員長をもって組織し、生徒総会代行議決機関であって次の権限を有する。

- 1、議案の審議決定
- 2、規約細則の決定
- 3、諮問事項の審議員申
- 4、臨時委員の指名承認
- 5、予算決算の承認
- 6、その他重要な事項の審議決定

第11条 次の場合に臨時で開くことができる。

- 1、委員の4分の1以上の要求があったとき。
- 2、会長が必要と認めたとき。
- 3、職員の要求があったとき。

第12条 中央委員会はその全委員の過半数の出席がなければ会を開くことができず、出席委員の過半数で議決し賛否同数の場合は委員の互選による議長がこれを決する。

第13条 各常任委員長は中央委員会に出席することができる。
ただし議決権をもたない。

第14条 中央委員会は校内公開とする。ただし中央委員会の議長が

必要と認めた場合は非公開とする。

第 15 条 中央委員会は議事について関係する職員の出席を求めることができる。

第 16 条 中央委員会の決議事項は職員会議の承認を経て施行される。

第 6 章 常任委員会

第 17 条 常任委員会は執行機関であって次の機関をおく。

- 1、生活指導委員会
- 2、美化委員会
- 3、白龍編集委員会
- 4、体育委員会
- 5、図書委員会
- 6、保健委員会
- 7、園芸委員会
- 8、交通安全委員会
- 9、福祉委員会
- 10、放送委員会
- 11、文化祭実行委員
- (12、臨時委員会)

第 18 条 各委員会の細則は別に定める。

第 7 章 役員及び委員

第 19 条 本会には次の役員をおく。

会長 1 名 副会長 1 名 書記 2 名程度

会計 4 名程度 庶務 2 名程度 広報 2 名程度 計 12 名程度

第 20 条 会長、副会長は立候補による総選挙で選ばれ、任期は

前期 4 月～10 月までの 7 ヶ月間、後期は 11 月～3 月までの 5 ヶ月間とし、原則として 3 月、10 月に改選する。

第 21 条 役員及び委員の解任を全校生徒の 4 分の 1 以上が要求したときは特別に解任投票を行い、3 分の 2 以上の解任賛成があればその役員又は委員は自動的にその地位を失うものとする。

第 22 条 補充役員の任期は前任者の残任期間とする。委員も同じ

第 23 条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長 (1) 中央委員会を召集し生徒会を代表する。
(2) 中央委員会の議決事項を実施する。
- 2 副会長 会長を補佐し会長がその任務を行うことができないときはその代理をする。
- 3 書記 (1) 会長、副会長がその任務を行うことができないときはその代理をする。
(2) 議事録及び関係書類を作成保存する。
(3) 必要事項の伝達及び掲示をする。
- 4 会計 予算を編成し、これに基づいて金銭の収支を行い会計年度末に財務諸表を作成する。
- 5 広報 定期的に生徒会活動を連絡するための集会等の企画、運営を行う。
- 6 庶務 生徒会活動に必要な文書の整理・事務処理を行う。

第 8 章 選 挙

第 24 条 1、選挙管理委員会は中央委員会の指名する各学年 2 名の中央委員により構成される。

2、委員長、副委員長は委員の互選により決定する。

第 25 条 選挙管理委員会は生徒会役員の選挙に関する下記の事務を行う。

- 1、選挙の公示
- 2、立候補届の受理

- 3、立会演説会の開催及び広報活動
- 4、投票用紙の準備
- 5、開票及び結果報告
- 6、その他選挙に関する必要な事項

第 26 条 3 年生は下半期選挙において立候補することはできない。

第 27 条 委員が立候補するときは選挙管理委員を辞任し中央委員が補充委員を指名する。

第 28 条 選挙管理委員会は選挙の結果を投票日から 2 日以内に公表し、そのときをもって解散する。

第 29 条 会長、副会長はそれぞれ立候補による個別投票で選出する。書記 2 名程度、会計 4 名程度、庶務 2 名程度、広報 2 名程度については会長が任命する。

第 9 章 会 計

第 30 条 本会の経費は会費、入会金及び寄付金、その他による。

第 31 条 会費及び入会金は別に定める。

第 32 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 33 条 予算は本会の要求をもって会計が立案し中央委員会が承認する。

第 34 条 財務諸表については中央委員会の指名した会計監査員の監査を経て公表する。

第 10 章 改正附則

第 35 条 本規約の改正は中央委員の過半数の賛成発議により全校生徒の 3 分の 2 以上の賛成で承認され、職員会議の承認を経て施行される。

第 36 条 職員はすべての会議に出席して助言と指導とを与えることができる。

細 則

1 生活指導委員会（細則）

- (1) 本会は、本校生徒の風紀の確立、生徒心得の励行及び秩序をみだした者を指導することを目的とする。
- (2) 本会は各ホームルーム男女各1名ずつ選出された委員によって構成される。
- (3) 本会は次の役員を互選によって設ける。
委員長1名、副委員長、各1名をおく。
- (4) 役員の任務は次のとおりとする。
委員長 本会を召集司会する。
副委員長 委員長を補佐し、委員長不在の場合はその代理をする。
- (5) 本会は、目的達成のために次の活動を行う。
 - ア 校内外の巡視活動をする。
 - イ 委員長が必要に応じて臨時に開くことができる。
 - ウ 重大なる事項は中央委員会に具申し審議を受ける。
 - エ その他委員会の目的達成に必要な諸活動を行う。

2 美化委員会（細則）

- (1) 本会は校内全般の清掃美化指導を目的とする。
- (2) 本会は各ホームルーム男女各1名ずつ選出された委員によって構成される。
- (3) 本会は次の役員を互選によって設ける。委員長、副委員長、各1名をおく。
- (4) 役員の任務は次のとおりとする。
委員長 本会を召集し、全般の業務を統轄する。
副委員長 委員長を補佐し、委員長不在の場合はその代理をする。
- (5) 本会は下の権限を有する。

- ア 清掃分担区域の割当をする。
 - イ 清掃不良の箇所に対してはその責任者に注意を与える。
 - ウ 学校清掃美化のため積極的に意見を中央委員会に具申する。
- (6) 委員長が必要に応じて臨時に開くことができる。

3 白龍編集委員会（細則）

- (1) 本会は、生徒会誌「白龍」の企画・発行を目的とする。
- (2) 本会は各ホームルーム 1 名ずつ選出された委員によって構成される。
- (3) 本会は次の役員を互選によって設ける。
委員長、副委員長、各 1 名をおく。
- (4) 生徒会本部・各常任委員会・各部活動等との連絡を緊密にし、生徒会誌の立案その他必要な準備を行う。

4 体育委員会（細則）

- (1) 本会は校内運動競技の向上発展を図ることを目的とする。
- (2) 本会は各ホームルーム男女 2 名ずつ選出された委員によって構成される。
- (3) 本会は次の役員を互選によって設ける。委員長、副委員長、各 1 名をおく。
- (4) 本会は委員長が必要に応じて各運動部代表者の出席を求めることができる。
- (5) 本会は各運動部相互の連絡を緊密にし、全校体育活動の立案その他の必要な業務を行う。

5 図書委員会（細則）

- (1) 本会は本校の図書教育に協力して生徒の学習活動と教養の向上につとめることを目的とする。
- (2) 本会は各ホームルーム 2 名ずつ選出された委員によって構成される。

(3) 本会は、次の役員を互選によって設ける。委員長、副委員長、各 1 名をおく。

(4) 本会は生徒の読書に関する便宜をはかり、全校読書活動等の立案その他図書室実務に協力する。

6 保健委員会（細則）

(1) 本会は全校生徒の健康保持増進をはかることを目的とする。

(2) 本会はホームルームより男女各 1 名選出された委員によって構成される。

(3) 本会は次の役員を互選によって設ける。委員長、副委員長、各 1 名をおく。

(4) 本会は、生徒全体の健康保持増進のため、学校保健事業の遂行に協力し健康に適した学校環境をつくるため下記の班を定めて事業を推進する。

ア 研究班 イ 環境整備班 ウ 広報班

(5) 委員長、副委員長は本会代表として学校保健委員会に出席することができる。

7 園芸委員会（細則）

(1) 本会は校内花壇を整備し、花の栽培、育成をはかり、環境を美化することを目的とする。

(2) 本会は各ホームルーム 1 名ずつ選出された委員によって構成される。

(3) 本会は次の役員を互選によって設ける。委員長、副委員長、各 1 名をおく。

8 交通安全委員会（細則）

(1) 交通道徳や法規を遵守させ、交通安全指導一般を行うことを目的とする。

(2) 本会は各ホームルーム 2 名ずつ選出された委員によって構成され

る。

(3) 本会は次の役員を互選によって設ける。

委員長、副委員長、各1名おく。

(4) 本会は目的達成のため次の活動を行う。

ア 交通安全教室の開催。

イ 交通法規、交通情報を周知徹底させる。

ウ ホームルーム自転車置場の決定

エ その他交通安全に必要な事項

9 福祉委員会（細則）

(1) 本会は、校内外における福祉活動につとめることを目的とする。

(2) 本会は各ホームルーム1名ずつ選出された委員によって構成される。

(3) 本会は次の役員を互選によって設ける。委員長、副委員長、各1名をおく。

10 放送委員会（細則）

(1) 本会は、校内外における放送活動につとめることを目的とする。

(2) 本会は各ホームルーム1名ずつ選出された委員によって構成される。

(3) 本会は次の役員を互選によって設ける。委員長、副委員長、各1名をおく。

11 文化祭実行委員会（細則）

(1) 前期生徒会は各クラスより2名の文化祭実行委員を選出させる。

(2) 文化祭実行委員は各クラスのクラス展の企画・立案・運営を行う。

(3) 実行委員は各団体責任者(部長・委員長)でないほうが望ましい。

(4) 文化祭実行委員会は定例及び臨時の委員会を必要に応じて開催する。

(5) 文化祭実行委員長は、生徒会長が兼任する。

12 臨時委員会（細則）

- (1) 臨時委員会は生徒会長が必要と認め、中央委員会において承認されたとき発足する。
- (2) 各臨時委員会は中央委員会で承認された委員によって構成される。
- (3) 各臨時委員会は委員の互選によって委員長・副委員長をおく。
- (4) 各臨時委員会はその目的終了の時をもって解散する。

13 ホームルーム運営（細則）

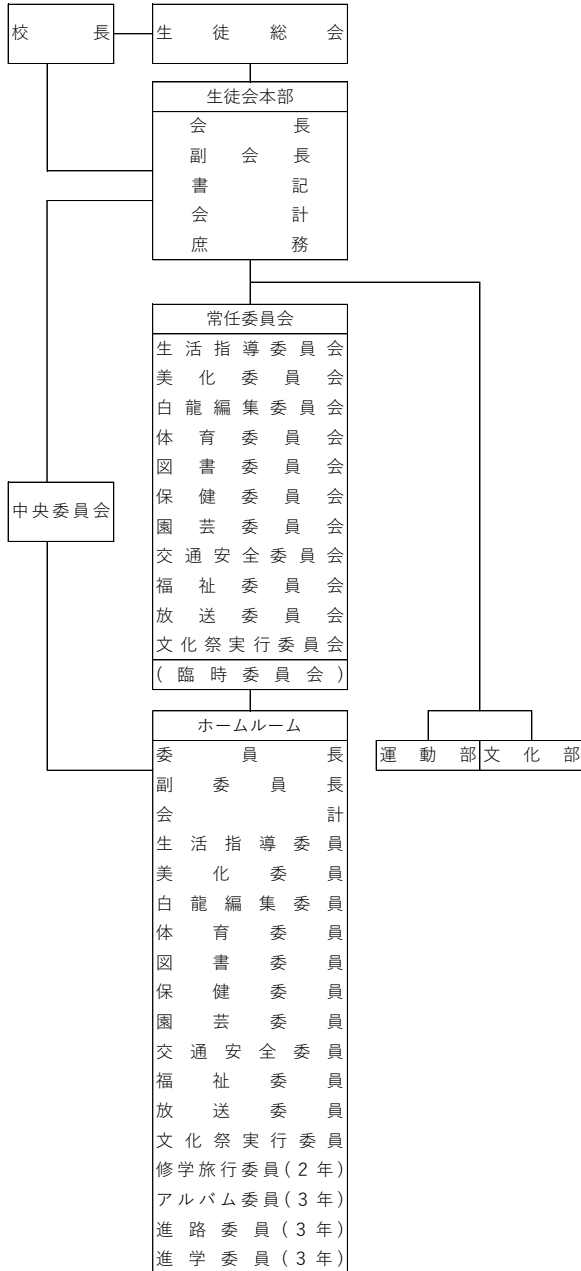
- (1) 各ホームルームはホームルーム会員によって構成される。
- (2) 各ホームルームは静岡高生徒会の基礎をなしホームルームの目的達成を期すると共に本校生徒の活動の向上をはかることを目的とする。
- (3) ホームルームはホームルーム担任の指導のもとに毎日朝礼終礼時及び臨時に開くことができる。
- (4) ホームルームは生徒会組織図に示された委員を設け、委員の人数はホームルーム員を各委員会細則によって割当てる。
- (5) ホームルーム委員の選出法はホームルーム員の自由な意志によって定める。
- (6) 委員の任期は半年とし4月、10月に改選を行う。
- (7) 委員長・副委員長は中央委員としてホームルーム代表となって中央委員会に出席しなければならない。
- (8) 委員長は下記の条項に基づいて活動する。
 - ア ホームルームの統轄及びホームルームの司会運営
 - イ 中央委員会に対してホームルーム決議事項の審議要請
 - ウ 中央委員会決議事項の伝達、了解
 - エ 中央委員会、その他との連絡
- (9) 各委員は実施事項の計画をし、他委員との連絡を密にし、ホームルームの目的達成に努力しなければならない。

- (10) 委員長がその任務を行うことのできないときは副委員長がその代理をする。

14 部活動（細則）

- (1) 部は 10 名以上の同好者が集まったとき発起人が部の設置を中央委員会に申請し、その許可を得て設置することができる。但し、学校運営に支障がないと学校側に承認された場合に限る。
- (2) 各部は部長・副部長をおきその他の係は各部の必要に応じて設ける。
- (3) 各部に 1 名ないし 2 名の顧問職員をおく。
- (4) 各部はその予算案を編成して会計に提出し、中央委員会の承認を得て部費の割当を受ける。
- (5) 年 1 回会計に関する決算を行い、決算書を作成して生徒会会計顧問に提出しなければならない。
- (6) 部の入部、退部は部の顧問教師に届け出て許可を必要とする。ただし、原則として、年度途中の部変更は許可しない。

生徒会組織図



図書室使用規定

- 1 開放時間は、始業時から午後4時30分までの指定された時間とする。あらかじめ公示する。
- 2 室内では静粛にして他人に迷惑をかけること。
- 3 室内では飲食を禁止とする。
- 4 図書・新聞・雑誌は、所定の場所に返すこと。
- 5 貸出は、1人3冊以内、貸出期間は1週間とする。
- 6 「禁帯出」印のあるもの及び新刊雑誌は貸出をしない。ただし、学習活動に必要な場合は図書室係職員の許可を得て2日間の特別貸出をする。
- 7 図書及び備品を紛失又は破損した者は、すぐに申し出て係職員の指示に従うこと。
- 8 長期休業中の開放及び貸出についてはあらかじめ告示する。

交通事故時の対応

もしも、交通事故にあってしまったら

(加害者であっても被害者であっても)

1. 動けるようであれば、道路の端など安全な場所に移動する。
二次被害防止のため、自転車も安全な場所に移動させる。
ケガ人がいる場合は、ケガの手当てが最優先。まず救急車（119番）を呼びましょう。あわてず、落ち着くこと。
2. 動揺したり怖くなったりすることもあるが、あわてず現場をよく理解し、必ず警察（110番）に連絡しましょう。（軽微な事故であっても）「大丈夫です」などでなかったことにしないこと。
3. 事故の相手方の名前、住所、連絡先を聞いてメモを取る。
4. 事故の状況をただちに保護者に連絡し、現場に来てもらうこと。
登下校時であれば学校（054-255-6241）へ連絡を入れること。
5. 交通事故は特に朝の登校時に多いです。余裕を持って家をでて、急ぐことなく、交通ルールとマナーを守り通学しましょう。

相手の車や自転車、歩行者の動きを「こうしてくれるだろう」とあてにせず、自分から十分に注意して行動しましょう。